

【新旧対照表】タイムズパーキングバイク・原付・サイクル利用約款 (2024年5月1日改定)

※下線部を変更

新条文	旧条文
<p><u>7. 禁止行為</u> <u>(1) 駐輪場の利用者は、次の行為をしてはならないものとします。</u> <u>①駐輪場の使用に伴い、法令又は都道府県市区町村の条例等により禁止又は制限されている行為をすること。</u> <u>②駐輪場内において物品を放置し、工作物を設置し、又は現状に変更を加えること。</u> <u>③正規の駐輪スペース以外に駐輪すること。</u> <u>④駐輪場内での喫煙、騒音等、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。</u> <u>⑤駐輪場内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。</u> <u>⑥当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動(当社又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない)をとること。</u> <u>⑦当社に著しく迷惑を掛ける行為又は当社の業務を妨害する行為を行うこと。</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 当社は、駐輪場の利用者が(1)⑥又は⑦に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社による電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。</u></p>	(新設)